

慶弔金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人相模原法人会（以下「この法人」という。）の慶弔金の支払いについて定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、この法人の正会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）について適用する。

(弔慰金及び供花)

第3条 この法人の会員等の死亡に関する弔慰金等は、次の通りとする。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 正会員の代表者及び賛助会員の代表者 | 弔慰金 10,000円又は供花（生花） |
| (2) 理事及び監事 | 弔慰金 10,000円又は供花（生花） |
| (3) 理事及び監事の配偶者、父母（義父母除）、子 | 弔慰金 10,000円又は供花（生花） |
| (4) 理事及び監事であった者 | 弔慰金 10,000円又は供花（生花） |

(その他の慶弔金)

第4条 この法人の会員等以外の者の慶弔について会長が適当と認めた場合には、祝い金及び弔慰金等を贈ることができるものとする。

(支給方法)

第5条 祝い金及び弔慰金の支給は現金によるものとし、本人が死亡した場合の弔慰金は遺族に支給する。

2 遺族の範囲は、死亡した本人の配偶者、子、孫、祖父母又は兄弟姉妹とし、弔慰金の支給はこの順位による。

(届出及び連絡)

第6条 第2条に定める者が、この規程の定めるところにより慶弔金の支給を受けようとするときは、事務局長に届け出るものとする。

2 前項の届出に際し、事務局長が確認のため必要と認めたときは、事実を証明する書類の提出を求めることができる。

3 事務局長は、第1項の届出を受けたときは別表記載する者に連絡するものとする。また、必要と認めるときには他の者に連絡することもできる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成26年8月7日第3条及び第4条及び別表改定。

別 表

弔 事 対 象	弔慰金または供花	連絡先
正会員の代表者及び賛助会員の代表者	○	所属する機関等
理事及び監事	○	理事及び監事
理事及び監事の配偶者、父母（義父母除）、子	○	理事及び監事
理事及び監事であった者	○	理事及び監事
上記以外	×	所属する機関等
関係諸団体等	会長が適当と認めるもの	